

令和3年5月10日

舞鶴市議会議員  
《氏名》 様

(一財)舞鶴市スポーツ協会事務局  
職員A)

### 一般財団法人舞鶴市スポーツ協会に係る疑惑についての調査依頼

惜春の候 貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本市スポーツの発展にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて突然ではありますが、この度、一般財団法人舞鶴市スポーツ協会における諸問題について調査をお願いしたく、当該文書を送付した次第です。

これは(一財)舞鶴市スポーツ協会の不備事項、私物化等を是正し、組織及び一般財団の指定並びに指定管理を含めて、再検討していただき、改善を促し舞鶴市スポーツ協会及び本市におけるスポーツ振興の更なる発展を目指すものです。また、ご調査いただいた上、事実誤認等ございましたら、ご容赦の上、職員Aにご指導いただければ幸甚でございます。

なお、当該文書は舞鶴市長 多々見良三様にも送付しております。市民の代表であり、行政のチェック機能を有する舞鶴市議会議員の皆様におかれましては、しかるべきご対応をお願い申し上げます。

## 1 組織概要

### (1) 概要

一般財団法人舞鶴市スポーツ協会(以下、当該協会という。)及びミズノ株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社が提携し、舞鶴市から「舞鶴文化公園体育館」・「東体育館」・「前島テニスコート」・「伊佐津川運動公園」の指定管理を受けている。また、当該協会単独で「青葉山ろく自然公園」の指定管理を受けている。

### (2) 組織

#### ●一般財団法人舞鶴市スポーツ協会

代表理事(会長) : 内藤 行雄

副代表理事(副会長) : 川上 精一(事務局長)(青葉山ろく公園責任者)

同上 : 田中 順一(青葉山ろく公園副責任者)

同上 : 渡辺 弘(指定管理総括)

専務理事 : 畠山 一男

他 名簿資料(別紙1)

●ミズノ株式会社 東体育館勤務 : 小谷 仁章

●ミズノスポーツサービス株式会社 東体育館勤務 : 岩井 康輔

その他指定管理職員31名(当該協会5名含む。)

## 2 事案

### (1) 離脱物横領疑惑について

- ・舞鶴文化公園体育館において使用者及び職員が拾得した金銭を警察等へ通報、提出することなく修理部品等の購入及び日々の決算不足時に当該金銭を当てている。職員 A が認知する限りでは約 5 年前から行っている。
  - ・ミズノスポーツサービス支配人は拾得等金銭の取り扱い要領を指定し、定期的に警察へ届けているが、文化公園体育館のみが要領を逸脱している。
  - ・令和 3 年 4 月 6 日午後、職員 A が当該協会副会長理事に対して、舞鶴市、当該協会の理事、評議員に説明、謝罪し、責任を取るよう是正を求めたが、改善は見られなかった。また、当該事案等に関して、同年 4 月 8 日 18 時から西舞鶴駅会議室にて代表理事、副会長理事及び専務理事（以下、代表理事等という。）が協議を開催していたが、その後改善提案は提示されなかった。
- ※ 副会長理事（総括）の使用認識の録音あり



1 枚目と 2 枚目に同一の 10 円玉が確認できる。

### (2) 公文書（私文書）偽造疑惑について

当該協会は法務局に提出する登記簿付属書類作成の為、令和 2 年 6 月 19 日に「2019 年度定時評議員会」を開催したところ、29 名中 5 名のみの参加で、他は委任状にて議決し、法務局へ提出した。

しかしながら、法務局から「委任状多数は不可」との指導を受けことから、定時評議員会を再度開催する必要があったものの、令和 2 年 8 月 18 日に定時評議員会を実施したように装った。さらに評議員会議事録を捏造した上で、虚偽の書類を法務局へ提出している。

### (3) 個人情報暴露及び情報開示請求者への圧力疑惑について

平成 31 年 3 月 12 日舞鶴市弓道協会 B 氏が舞鶴市に指定管理に関する情報開示請求を行ったところ、舞鶴市スポーツ振興課職員が「個人 B から開示請求があった。取り消すよう言ってくれないか」とスポーツ協会事務局長に打診。スポーツ協会事務局長は請求者 B 氏の氏名を担当職員以外に暴露した。

その後、舞鶴市は取り消すよう B 氏に直接伝えたが、B 氏は「開示されていないので取り消さない。」と応答。その後、文書が開示されたものの、再度、取り消すよう舞鶴市振興課職員から依頼があったことから、B 氏は開示請求を取り消した。（就業規則第 27 条及び第 44 条）

#### (4) スポーツ協会の理事会、評議員会未議決疑惑、未報告事項について

本来、理事会や評議員会等で協議すべき就業規則や職員の採用に関する重要事項について、代表理事等の一部関係者でのみ行われ、組織の私物化が散見される。以下列挙する。

- ・就業規則、賃金規定（一部変更事項のみ議決）
- ・勤務時間短縮及び給与変更規定（規定を設けず給与を減額。手当は100%支給）
- ・スポーツ協会副会長職にあるものを指定管理重要職員としての契約・採用
- ・一般職員採用及び業務委託時、代表理事等の友人・知人及びその配偶者の採用

#### (5) その他ずさんな運営等について

- ・スポーツ協会単独で指定管理をしている青葉山ろく自然公園においては責任者（事務局長）が職員との会議・話し合いの場を設けず、継続更新時に職員の賃金カットを示すなど、独裁的に運営し、3名の男性職員を会社都合等の理由により解雇した。また、経理担当者が業務上の指摘や運営方法の不備について説明したが、代表理事等は改善することはなかった。

（就業規則第44条9項抵触）※職員意見あり、録音あり

- ・事務局長が指定管理場所に出勤せず、連絡もつかず、所在を明確にせず、病院等へ行っている疑いもあり、背任の容疑があると職員から指摘を受けたにも関わらず、代表理事等は調査を行わず、協会に開示していない。（定款処務規定第5条2項）
- ・約5年間事務局長は文書管理をせず、不明の議事録等がある。（定款第6条8項）
- ・業務及び業務委託に入札等を行わず、業務を依頼・委託先の選定理由が不明であること（公共サービス実施民間事業者（法人である場合はその役員）若しくはその職（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律25条2項）

※ みなし公務員としての上記法律に抵触する可能性あり

#### (6) パワーハラスメントについて

職員Aが1項から5項について3月18日に副会長、専務理事に対して、「代表理事等は協会から退き、副会長兼職員は退職する。理事会、評議員会を開催し、役員を決定し、重要職員を採用し、謝罪、是正する。」案を示したが、3月21日19時頃、専務理事から電話で「田中副会長理事から連絡があった。口外するなら職員Aの進退を考えなければならない」と口達された。

※田中副会長理事は4項(1)意見口達時、列席するよう職員Aが電話連絡していた。

以上、(1) から (6) について、調査をお願い申し上げます。併せまして一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。